

関係条文

○大阪市市税条例（抄）

（市民税の減免）

第45条 次の各号のいずれかに該当する者で市民税の全額負担に堪えることが困難であると認められるものに対しては、申請に基づき、当該各号に定めるところにより、市民税を減免する。ただし、第1号に規定する免除については、生活のため公私の扶助を受けるに至った日以後に納期限が到来する部分の税額（給与所得に係る特別徴収の方法によつて徴収するものにあつては、その日の属する月の翌月以降の月割額とし、公的年金等に係る所得に係る特別徴収（以下この条において「年金所得に係る特別徴収」という。）の方法によつて徴収するものにあつては、その日の属する年度分の市民税額のうちその日の属する月の翌月以降の支払回数割引特別徴収税額（第51条の8第3項において読み替えられた第51条の5第2項に規定する支払回数割引特別徴収税額をいう。以下この条において同じ。）（その日が4月1日から6月末日までの間である場合には、その日の属する年度の4月1日からその日の属する月の末日までの間に徴収すべきものを含む。）及び支払回数割引特別徴収税額（第51条の5第2項に規定する支払回数割引特別徴収税額をいう。以下この条において同じ。）とする。）に、第2号に規定する減免については、失業期間中に納期限が到来する部分の税額（年金所得に係る特別徴収の方法によつて徴収するものにあつては、その期間中の支払回数割引特別徴収税額（その期間に6月末日が含まれる場合には、同日の属する年度の4月1日から失業した日の前日までの間に徴収すべきものを含む。）及び支払回数割引特別徴収税額とする。）に、第6号に規定する減免については、被相続人（法第9条第1項に規定する被相続人をいう。以下同じ。）に係る税額のうち当該被相続人の死亡の日以後に納期限が到来する部分の税額にそれぞれ限るものとする。

- (1) 生活保護法の規定による扶助その他貧困により生活のため公私の扶助を受けている者 免除
- (2) 失業者で市規則で定めるもの
 - ア 前年の合計所得金額が1,150,000円（控除対象配偶者又は扶養親族（以下この条において「控除対象配偶者等」という。）を有する

参考

- 者にあつては、1,150,000円に当該控除対象配偶者等1人につき
1,110,000円を加算した金額)以下の者 免除
- イ 前年の合計所得金額が1,450,000円(控除対象配偶者等を有する
者にあつては、1,450,000円に当該控除対象配偶者等1人につき
1,110,000円を加算した金額)以下の者(アに該当する者を除く。)
100分の70に相当する額の減額
- (3) 当該年中の合計所得金額の見積額が前年の合計所得金額の10分
の6以下に減少する者(市規則で定める者を除く。)
- ア 前年の合計所得金額が1,150,000円(控除対象配偶者等を有する
者にあつては、1,150,000円に当該控除対象配偶者等1人につき
1,110,000円を加算した金額)以下の者 市民税額に合計所得金額
の減少率を乗じて得た額の100分の70に相当する額の減額
- イ 前年の合計所得金額が1,450,000円(控除対象配偶者等を有する
者にあつては、1,450,000円に当該控除対象配偶者等1人につき
1,110,000円を加算した金額)以下の者(アに該当する者を除く。)
市民税額に合計所得金額の減少率を乗じて得た額の100分の50に
相当する額の減額
- (4) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が
1,500,000円以下のもの 100分の50に相当する額の減額
- (5) 所得税法第2条第1項第32号イ、ロ及びハに規定する者
- ア 前年の合計所得金額が650,000円以下の者 免除
- イ 前年の合計所得金額が1,250,000円以下の者 100分の50に相
当する額の減額
- (6) 相続人(法第9条第1項に規定する相続人のうち市規則で定める
者以外のものをいう。以下同じ。)
- ア 前年の合計所得金額が1,150,000円(控除対象配偶者等を有する
者にあつては、1,150,000円に当該控除対象配偶者等1人につき
1,110,000円を加算した金額)以下の者 免除
- イ 前年の合計所得金額が1,450,000円(控除対象配偶者等を有する
者にあつては、1,450,000円に当該控除対象配偶者等1人につき
1,110,000円を加算した金額)以下の者(アに該当する者を除く。)
100分の70に相当する額の減額
- 2 災害による被害を受けた者で市民税の全額負担に堪えることが困
難であると認められるものに対しては、申請に基づき、次に定めると
ころにより、市民税を減免する。

参考

(1) 第25条第1項第1号に掲げる者のうち、災害により死亡し、又は身体に著しい傷害を受けたもの

ア 災害により死亡した者 免除

イ 災害により、回復後(症状が固定したときを含む。)において法第292条第1項第9号に規定する障害者に該当することが見込まれる程度の傷害を受けた者 100分の90に相当する額の減額

ウ 災害により1箇月以上の入院を必要とすることが見込まれる程度の傷害を受けた者 100分の60に相当する額の減額

(2) 第25条第1項第1号に掲げる者のうち、災害により住宅又は家財につき損害を受けたもの

ア 損害額の住宅及び家財の価格に対する割合が10分の7以上の者

(ア) 前年中の合計所得金額が7,500,000円以下の者 免除

(イ) 前年中の合計所得金額が7,500,000円を超え10,000,000円以下の者 100分の60に相当する額の減額

イ 損害額の住宅及び家財の価格に対する割合が10分の5以上10分の7未満の者

(ア) 前年中の合計所得金額が5,000,000円以下の者 免除

(イ) 前年中の合計所得金額が5,000,000円を超え7,500,000円以下の者 100分の60に相当する額の減額

(ウ) 前年中の合計所得金額が7,500,000円を超え10,000,000円以下の者 100分の30に相当する額の減額

ウ 損害額の住宅及び家財の価格に対する割合が10分の3以上10分の5未満の者

(ア) 前年中の合計所得金額が5,000,000円以下の者 100分の60に相当する額の減額

(イ) 前年中の合計所得金額が5,000,000円を超え7,500,000円以下の者 100分の30に相当する額の減額

(ウ) 前年中の合計所得金額が7,500,000円を超え10,000,000円以下の者 100分の15に相当する額の減額

(3) 第25条第1項第2号に掲げる者のうち、事務所、事業所又は家屋敷につき損害を受けた者であつて、損害額の当該事務所、事業所又は家屋敷の価格に対する割合が10分の7以上のもの 免除

3 前項の規定による減免は、次に定める税額について行うものとする。

(1) 普通徴収の方法によつて徴収する市民税について減免する場合

ア 1月1日から3月末日までの間に災害による被害を受けた場合
災害による被害を受けた日の属する年度分の市民税額のうち同日

参考

以後に納期限が到来する部分の税額及び当該年度の翌年度分の市民税額

イ 4月1日から12月末日までの間に災害による被害を受けた場合
災害による被害を受けた日の属する年度分の市民税額のうち同日
以後に納期限が到来する部分の税額

(2) 給与所得に係る特別徴収の方法によつて徴収する市民税について減免する場合 災害による被害を受けた日の属する月の翌月から同日の属する年の翌年の5月までの月割額

(3) 年金所得に係る特別徴収の方法によつて徴収する市民税について減免する場合

ア 1月1日から3月末日までの間に災害による被害を受けた場合
災害による被害を受けた日の属する年度分の市民税額のうち同日
以後の支払回数割特別徴収税額及び当該年度の翌年度分の市民税額

イ 4月1日から6月末日までの間に災害による被害を受けた場合
災害による被害を受けた日の属する年度分の市民税額

ウ 7月1日から12月末日までの間に災害による被害を受けた場合
災害による被害を受けた日の属する年度分の市民税額のうち同日
以後の支払回数割仮特別徴収税額及び支払回数割特別徴収税額

4 次の各号のいずれかに該当するものに対しては、申請に基づき、当該各号に定めるところにより、市民税を減免する。

(1) 慈善、学術その他公益事業の用に専ら供する事務所、家屋敷を有する個人で当該区内に住所を有しないもの 免除

(2) 非営利型法人並びに公益社団法人及び公益財団法人で収益事業を行わないもの 免除

(3) 地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体で収益事業を行わないもの 免除

(4) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人で収益事業を行わないもの 免除

(5) 清算中の法人 免除(均等割に限る。)

5 第1項、第2項又は前項に定めるもののほか、市長は、公益上その他の事由により特に必要があると認めるときは、申請に基づき、市規則で定めるところにより市民税を減免することができる。

6 第1項及び第2項の規定は、分離課税に係る所得割については、適用しない。

参考

- 7 第1項の場合において、同項第3号の規定については、6月30日の現況によるものとし、同項第4号及び第5号の規定については、賦課期日の現況によるものとする。
- 8 納税義務者が、第1項第1号から第5号までに掲げる事項の2以上に該当するときは、そのうち減免率の最も大きい事項の1を適用するものとする。
- 9 紳税義務者が、第2項各号に掲げる事項の2以上に該当するときは、そのうち減免率の最も大きい事項の1を適用するものとする。

(固定資産税の減免)

第71条 固定資産税は、申請に基づき、次の各号の定めるところによりこれを減免する。

- (1) 土地区画整理事業第2条第1項に規定する地区画整理事業(以下「地区画整理事業」という。)により、仮換地の指定前に道路、公園その他公共の用に供されたため使用収益することができない土地 使用収益することができなくなった日の属する月の翌月から仮換地の指定のあつた日の属する月までの月割の方法による減額
- (2) 地区画整理事業により、指定された仮換地に他人の工作物等があり、その全部又は一部につき使用収益することができない場合における仮換地又は当該仮換地に対応する従前の土地(以下この号において「従前の土地」という。) 仮換地の使用収益することができない部分の割合に応じた仮換地の指定のあつた日の属する月の翌月から使用収益することができるに至った日の属する月までの月割の方法による減額。ただし、従前の土地のうち自ら使用し、又は他人に使用されている部分があるときは、その使用部分の従前の土地に対する割合を当該減額をすべき額に乗じて得た額を当該減額をすべき額から差し引くものとする。
- (3) 地区画整理事業により、過少宅地となるため、仮換地を指定せず金銭をもつて清算される土地(使用収益している部分を除く。) 使用収益することができなくなった日の属する月の翌月からの月割の方法による減額
- (4) 公共事業実施のため、使用収益することができない土地 使用収益することができなくなった日の属する月の翌月から使用収益することができるに至った日の属する月までの月割の方法による減額

参考

- (5) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者が所有し、かつ、自ら使用する家屋及びその敷地(当該家屋の延べ面積及びその敷地面積のうちそれぞれ 70 平方メートルを超えない部分に限る。) 生活扶助を受けるに至つた日の属する月の翌月から生活扶助を受けなくなつた日の属する月までの月割の方法による減額
- (6) 次に掲げる要件を満たしている家屋及びその敷地 100 分の 50 に相当する額の減額
- ア 所有者が特別障害者、寡婦、寡夫又は 65 歳以上の者であること
 - イ 所有者及び所有者と生計を一にする者の全員が、第 26 条第 2 項 の規定により当該年度分の均等割が課されていない者であること
 - ウ 所有者の居住の用に供する延べ面積が 70 平方メートル以下である家屋及びその敷地であること
 - エ 所有者が当該家屋及びその敷地以外の固定資産を所有していないこと
 - オ 当該家屋及びその敷地に係る当該年度分の固定資産税及び都市計画税の年税額の合計が 50,000 円以下であること
- (7) 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に該当する道路の予定地で使用収益していない土地 その土地に対する同号の指定のあつた日の属する月の翌月からの月割の方法による減額
- (8) 本市が取得した固定資産(本市が共有する固定資産のうち本市の持分が増加したものも含む。) 当該固定資産が引き渡された日(本市の持分が増加した場合にあつては、当該持分が増加した日)の属する月の翌月からの月割の方法による減額
- (9) 本市の事業により移転補償の対象となつた固定資産 当該固定資産が撤去された日の属する月の翌月からの月割の方法による減額
- (10) 大阪市土地開発公社が買収又は収用により取得した固定資産 当該固定資産が引き渡された日の属する月の翌月からの月割の方法による減額
- (11) 大阪市土地開発公社の事業により移転補償の対象となつた固定資産 当該固定資産が撤去された日の属する月の翌月からの月割の方法による減額
- (12) 相続税法第 41 条第 1 項の規定により物納の許可を受けた固定資産 物納の許可を受けた日の属する月の翌月からの月割の方法による減額

参考

- (13) 沈没した船舶　沈没した日の属する月の翌月からの月割の方法による減額
- 2　災害により損害を受けた固定資産に対する固定資産税は、次に掲げるところによりこれを減免する。
- (1) 土地
- ア　被害面積(災害により本来の用に供することができなくなった部分の面積をいう。以下この号において同じ。)の当該土地の面積に対する割合が 10 分の 8 以上であるとき　免除
 - イ　被害面積の当該土地の面積に対する割合が 10 分の 6 以上 10 分の 8 未満であるとき　100 分の 80 に相当する額の減額
 - ウ　被害面積の当該土地の面積に対する割合が 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満であるとき　100 分の 60 に相当する額の減額
 - エ　被害面積の当該土地の面積に対する割合が 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満であるとき　100 分の 40 に相当する額の減額
 - オ　被害面積の当該土地の面積に対する割合が 10 分の 1 以上 10 分の 2 未満であるとき　100 分の 20 に相当する額の減額
- (2) 家屋
- ア　家屋の原形をとどめないとき又は復旧が不能となつたとき　免除
 - イ　家屋の価格の 10 分の 6 以上の価値を減じたとき　100 分の 80 に相当する額の減額
 - ウ　家屋の価格の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満の価値を減じたとき　100 分の 60 に相当する額の減額
 - エ　家屋の価格の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満の価値を減じたとき　100 分の 40 に相当する額の減額
 - オ　家屋の価格の 10 分の 1 以上 10 分の 2 未満の価値を減じたとき　100 分の 20 に相当する額の減額
- (3) 償却資産
- ア　償却資産が流失若しくは消失し、又は使用価値を喪失したとき　免除
 - イ　償却資産の価格の 10 分の 6 以上の価値を減じたとき　100 分の 80 に相当する額の減額
 - ウ　償却資産の価格の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満の価値を減じたとき　100 分の 60 に相当する額の減額
 - エ　償却資産の価格の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満の価値を減じたとき　100 分の 40 に相当する額の減額

参考

- 才 償却資産の価格の 10 分の 1 以上 10 分の 2 未満の価値を減じたとき 100 分の 20 に相当する額の減額
- 3 前項の規定による減免は、次に定める税額について行うものとする。
- (1) 1月 2日から 3月末日までの間に災害による損害を受けた場合 災害による損害を受けた日の属する年度分の固定資産税額のうち同日以後に納期限が到来する部分の税額及び当該年度の翌年度分の固定資産税額
- (2) 4月 1日から翌年 1月 1日までの間に災害による損害を受けた場合 災害による損害を受けた日の属する年度分の固定資産税額のうち同日以後に納期限が到来する部分の税額
- 4 第 1項又は第 2項に定めるもののほか、市長は、公益上その他の事由により特に必要と認めるときは、申請に基づき、市規則で定めるところにより固定資産税を減免することができる。

(軽自動車税の減免)

- 第 90 条 軽自動車税は、申請に基づき、災害により滅失又は損害を受け使用不能となつた軽自動車等に対しては、これを免除する。
- 2 前項に定めるもののほか、市長は、公益上その他の事由により特に必要と認めるときは、申請に基づき、市規則で定めるところにより軽自動車税を減免することができる。

(事業所税の減免)

- 第 134 条の 20 市長は、公益上その他の事由により特に必要があると認めるときは、申請に基づき、市規則で定めるところにより事業所税を減免することができる。

○大阪市市税条例施行規則

(固定資産税の減免)

第4条の3 次の各号に掲げる固定資産については、条例第71条第4項の規定により、当該各号に定めるところにより減免する。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを当該各号に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産に係る固定資産税を減免しないことがある。

- (1) 法人である労働組合、国家公務員法(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)による法人である国家公務員の団体又は地方公務員法による法人である地方公務員の団体が専らその用に供する固定資産 免除
- (2) 地域社会の福祉の増進を図るために組織された市地域振興会、区地域振興会、連合振興町会及び振興町会が専らその本来の用に供する固定資産(マンション(マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第1号に規定するマンションをいう。以下同じ。)に設置されている集会所の用に供する固定資産を除く。) 免除
- (3) マンションに設置する集会所の用に供する家屋で次に掲げる要件を満たしているもの 免除
 - ア 当該マンションの居住者のみで構成されている振興町会が専らその本来の用に供すること
 - イ 床面積が100平方メートル以上であること
 - ウ 地域振興のために使用する場合は無償であること
 - エ 営利を目的とする活動に供されないことが、集会所管理規則その他これに類するものに規定されていること
- (4) 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園の補完的施設として設置する児童遊園の用に供する固定資産 免除
- (5) 前号に掲げるものを除くほか、マンションに設置する児童の遊び場の用に供する土地で次に掲げる要件を満たしているもの 100分の67に相当する額の減額
 - ア 公道に面していること
 - イ 面積が100平方メートル以上であること
 - ウ 当該マンションの居住者以外の者も利用できること
 - エ 柵、生け垣又は縁石等で他の土地と明確に区分され、安全が確保されていること

- 才 2種類以上の遊具が設置されていること
- (6) 救急医療機関が所有し、病院又は診療所の用に供する家屋及び償却資産 100分の10に相当する額の減額
- (7) 公益社団法人又は公益財団法人が所有し、がんの予防及び早期発見のための検診を行う施設において、直接その本来の用に供する償却資産 免除
- (8) 公益社団法人又は公益財団法人が所有し、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図ることを目的として設置する施設において、専らその本来の用に供する家屋及び償却資産(直接診療の用に供する器具及び備品に限る。) 家屋については100分の50に相当する額の減額、償却資産については100分の30に相当する額の減額
- (9) 地方税法第348条第2項第10号の6及び第11号の規定により非課税となる診療施設のために設置する看護師宿舎の用に供する家屋 当該診療施設のうち非課税となる部分の割合に100分の75を乗じて得た率に相当する額の減額
- (10) 地域の老人に対し活動の場を提供することを目的として当該地域の老人クラブ又は社会福祉協議会が設置し経営する施設において、その本来の用に供する固定資産 免除
- (11) 学校法人以外のものが設置する幼稚園において直接保育の用に供する固定資産 免除
- (12) 市内に居住する在宅障害者に対する作業指導及び生活訓練を実地している障害者小規模作業所又は障害者小規模通所授産施設の用に供する固定資産 免除
- (13) 知的障害者を対象とした障害者職業能力開発訓練施設(障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に適合していると認められるものに限る。)の用に供する固定資産 免除
- (14) 地方税法第348条第2項第10号から第10号の6までの規定により非課税となる家屋及びその敷地のうち、賦課期日において建築中又は改築中のため非課税とならないもの この項の規定に基づく減免の決定の日の属する月の翌日からの月割の方法による減額
- (15) 公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場のうち物価統制令第4条の規定に基づき入浴料金が定められているものにおいて、その本来の用に供する固定資産 100分の67に相当する額の減額

参考

- (16) 中小企業の振興に寄与することを目的として設立された中小企業会館において、その本来の用に供する家屋 100 分の 70 に相当する額の減額
- (17) 中小企業支援法第 7 条第 1 項に規定する指定法人が所有し、研究開発を行う企業を育成することにより産業の高度化を促進することを目的として設置する施設において、その本来の用に供する家屋及び償却資産 100 分の 50 に相当する額の減額
- (18) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律附則第 5 条の規定による廃止前の特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第 5 条に規定する基盤的技術産業集積活性化計画に基づき設置した賃貸工場において、その本来の用に供する家屋及び償却資産 100 分の 50 に相当する額の減額
- (19) 公益社団法人又は公益財団法人が所有し、海外の産業技術研修者の受け入れ及び研修に関する事業を行うことを目的として設置する施設において、その本来の用に供する家屋及び償却資産 免除
- (20) 公益社団法人又は公益財団法人が所有し、専ら公害健康被害の補償等に関する法律に基づく諸検査実施の用に供する家屋及び償却資産 家屋については 100 分の 80 に相当する額の減額、償却資産については 100 分の 30 に相当する額の減額
- (21) 公益社団法人又は公益財団法人が所有し、港湾法第 12 条第 1 項第 12 号に規定する業務の用に供する固定資産(分譲住宅の用に供する土地及び家屋を除く。) 免除
- (22) 公益社団法人又は公益財団法人が所有し、学校給食法第 3 条第 1 項に規定する学校給食を実施するための施設において、その本来の用に供する土地及び家屋 免除
- (23) 無料若しくは低廉な料金で能楽を上演し、又は能楽文化を保存するするために用いられる施設の家屋及びその敷地 100 分の 50 に相当する額の減額
- (24) 都市計画決定された都市計画法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する自動車ターミナルの用に供する家屋のうちその本来の用に供する部分 100 分の 50 に相当する額の減額
- (25) 領事館の用に供する固定資産 免除
- (26) 在日外国人のための公民館的施設において、専らその本来の用に供する固定資産 免除
- (27) 公益社団法人又は公益財団法人が所有し、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 2 条第 1

参考

項に規定する中国残留邦人等に対する支援のために設置する施設において、その本来の用に供する家屋及び償却資産 100 分の 50 に相当する額の減額

(28) 土地改良区が直接その本来の事業の用に供する事務所及び倉庫の敷地 免除

(29) 前各号に定めるもののほか、市長が公益上その他の事由により特に減免する必要があると認めるもの 市長が定める割合に相当する額の減額

(軽自動車税の減免)

第 4 条の 4 次の各号に掲げる軽自動車等については、条例第 90 条第 2 項の規定により、当該各号に定めるところにより減免する。

(1) 身体障害者等が所有し専有する軽自動車等(1 台に限る。) 免除

(2) 身体障害者等(満 18 歳以上の軽度身体障害者を除く。)と生計を一にする者が所有し、かつ、当該身体障害者等のために専有する軽自動車等(1 台に限る。) 免除

(3) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等 免除

(4) 市内に居住する在宅障害者に対する作業指導及び生活訓練を実施している障害者小規模作業所又は障害者小規模通所授産施設を設置し経営するものが所有し、専らその事業のために使用する軽自動車等 免除

(5) 宗教法人又は社会福祉法第 22 条に定める社会福祉法人が所有し、専らその事業のために使用する軽自動車等 免除

(6) 前各号に定めるもののほか、市長が公益上その他の事由により特に減免する必要があると認める軽自動車等 市長が定める割合に相当する額の減額

(事業所税の減免)

第 4 条の 5 次の各号に掲げる施設において行う事業に対して課する事業所税については、条例第 134 条の 20 の規定により、当該各号に定めるところにより減免する。

(1) 教科書の発行に関する臨時措置法第 2 条第 1 項に規定する教科書の発行(同条第 2 項に規定する発行をいう。以下この号において同じ。)の事業を行う者の当該教科書の発行に係る売上金額が出版物の販売事業及び供給事業に係る総売上金額の 2 分の 1 に相当する金

額を超える場合における当該教科書の発行の事業の用に供する施設 100 分の 50 に相当する額の減額

- (2) 地方税法第 72 条の 2 第 8 項第 28 号に規定する演劇興行業の用に供する施設のうち、消防法施行規則第 1 条の 3 第 1 項の規定により収容人数が定められているものの舞台、舞台裏及び楽屋の部分(その延べ面積が当該施設の客席部分の延べ面積より大きいものに限る。) 100 分の 50 に相当する額の減額(資産割に限る。)
- (3) 道路交通法第 99 条第 1 項に規定する指定自動車教習所の本来の事業の用に供する施設 100 分の 50 に相当する額の減額
- (4) 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 2 条第 4 項に規定する酒類卸売業者が、その本来の事業の用に供する施設のうち、酒類の保管のための倉庫 100 分の 50 に相当する額の減額(資産割に限る。)
- (5) 地方税法第 701 条の 41 第 1 項の表の第 15 号に掲げる施設(当該施設に係る事業を行う者のうち市内に有するタクシーの台数が 250 台以下であるのものが設置するものに限る。) 免除
- (6) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 2 条第 1 項に規定する中小企業者で、ねん糸等の製造(専業に限る。)若しくは織物等の製造を行う者又は機械染色整理の事業を行うものが、原材料又は製品の保管(織物の製造を行う者にあつては製造の準備を含む。)の用に供する施設 100 分の 50 に相当する額の減額(資産割に限る。)
- (7) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則別表第 1 に規定するビルメンテナンス業を行う者が、直接当該事業の用に供する施設 免除(従業者割に限る。)
- (8) 列車内において食堂及び売店に係る事業を行う者が、直接当該事業の用に供する施設 100 分の 50 に相当する額の減額(従業者割に限る。)
- (9) 古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設のうち、事務所以外の施設 100 分の 50 に相当する額の減額(資産割に限る。)
- (10) 家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管の用に供する施設 100 分の 50 に相当する額の減額(資産割に限る。)
- (11) 地方税法第 701 条の 41 第 1 項の表第 11 号、第 13 号、第 14 号又は第 18 号に掲げる施設のうち、倉庫業法第 7 条第 1 項に規定する

参考

倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号若しくは第2号に掲げる一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋で、市内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計が倉庫又は上屋のそれぞれについて30,000平方メートル未満であるもの 免除

(12) 前各号に定めるもののほか、市長が公益上その他の事由により特に減免する必要があると認めるもの 市長が定める割合に相当する額の減額